

公 示

特定計量器定期検査実施

計量法（平成4年法律第51号）第19条の規定により、瑞穂市及び北方町における特定計量器（ひょう量5t未満の質量計）の定期検査を次のとおり実施します。

令和8年3月3日

岐阜県知事 江崎 禎英

市 町 名	期 日	時 間	場 所	対 象 地 域
北方町 瑞穂市	令和8年 4月7日 (火)	午前10時から 午後2時まで	J A ぎふ 北方集荷場 (J A ぎふ北方支店敷地内) (北方町春來町2-17)	北方町
	4月8日 (水)	午前10時から 正午まで	J A ぎふ 巢南選果場 (瑞穂市宮田151-1)	旧巢南町
	4月9日 (木)	午前9時30分から 午後2時まで	瑞穂市役所 穂積庁舎 (瑞穂市別府1288)	旧穂積町